

## ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体が主催する学習会に市職員が講師として出向き、職務で身につけた知識や技術をもって市民の学習に寄与することにより、市民の学習機会の拡大を図るとともに、市民が市政に関する理解を深めることによって、市民参加のまちづくりを推進することを目的とする。

### （名称）

第2条 この事業の名称をひがしやまと出前講座（多摩湖塾）（以下「多摩湖塾」という。）とする。

### （対象）

第3条 多摩湖塾を受講できる者は、市内に在住、在勤、在学するもので構成する概ね10人以上の団体（以下「団体」という。）とする。（多摩湖塾を受講するために、一時的に組織された団体も含む。）

ただし次に示す場合は対象としない。

- （1）政治活動・営利活動・宗教活動を目的としたもの。
- （2）専ら、苦情・要望・陳情等と解されるもの。
- （3）出前講座の目的に反すると認められるもの。

### （内容）

第4条 多摩湖塾の講座内容については、原則として講座メニュー一覧表から団体が選択するものとする。

### （開催日時）

第5条 多摩湖塾の開催日時は、原則として年末年始を除く平日の午前9時から午後9時までの2時間以内とする。ただし、土・日及び祝日の開催については、講座を担当する課（以下「担当課」という。）と団体が相談により決定するものとする。

### （開催場所等）

第6条 開催場所の確保、講座の周知及び進行については、団体が行うものとする。

### （費用）

第7条 講師料は無料とする。ただし、材料費等の実費がかかる場合は団体の負担とする。

(申込方法)

第8条 多摩湖塾を希望する団体は、開催予定日の20日前までに講師派遣申込書(第1号様式)を担当課へ申込むものとする。

(講師の派遣)

第9条 市長は多摩湖塾の申込みがあった時は、日時等について当該申込みのあった担当課と調整の上、派遣の可否を決定し、多摩湖塾実施(決定・却下)通知書(第2号様式)により申請団体に通知するものとする。

(変更等の届出)

第10条 第8条の規程により、多摩湖塾の講師派遣の決定を受けた団体が、開催日時、場所、その他の申込事項に変更があった時、又は講師派遣の実施を取り消そうとする時は、多摩湖塾変更届書を(第3号様式)を担当課に届けて、その承認を受けなければならない。

(講座の中止)

第11条 職員は、講座を実施中、申請団体の行為が次の各号の一つに該当するときは、講座を中止することができる。

- (1) 苦情や要望、陳情、個別相談等を目的とする行為など、この事業の目的に反する行為が行われた時。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反する行為が行われたとき。
- (3) 前2項に掲げられるもののほか、多摩湖塾の実施に相応しくない行為が行われた時。

(報告)

第12条 多摩湖塾終了後、受講者は講座の内容の報告書(別紙第4号様式)を1週間以内に担当課へ報告するものとする。

(多摩湖塾所管課)

第13条 多摩湖塾に関する事務の所管は生涯学習課が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。